



道路交通法の一部改正により 運転中の「携帯電話使用等」の 罰則が強化されます。

道路における交通の危険を生じさせた場合 【携帯電話使用等(交通の危険)】

【現行】

- 罰則
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 基礎点数
2点(酒気帯び(0.25未満)の場合、14点)
- 反則金
大型車12千円、普通車9千円
二輪車 7千円、原付車6千円

【改正後】

- 罰則
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 基礎点数
6点(酒気帯び(0.25未満)の場合、16点)
- 反則金
罰則が適用(反則金適用外)



無線通話装置を通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で 保持してこれに表示された画像を注視する行為 【携帯電話使用等(保持)】

【現行】

- 罰則
5万円以下の罰金
- 基礎点数
1点(酒気帯び(0.25未満)の場合、14点)
- 反則金
大型車7千円、普通車6千円
二輪車6千円、原付車5千円

【改正後】

- 罰則
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 基礎点数
3点(酒気帯び(0.25未満)の場合、15点)
- 反則金
**大型車25千円、普通車18千円
二輪車15千円、原付車12千円**



免許の効力の仮停止

携帯電話使用等(交通の危険)の違反行為をし、
交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた
場合、事故を起こした場所を管轄する警察署長等は、
免許の効力を仮停止することができるよう
なりました。



千葉県警察